

俱知安町地域防災計画（原子力防災計画編）の修正概要について

1 俱知安町地域防災計画について

「俱知安町地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町、北海道、指定地方行政機関（国の出先機関）、指定公共機関（通信、交通、電力、報道機関ほか）等の処理すべき事務又は業務の大綱等を定めるため、俱知安町防災会議（会長：俱知安町長）が作成するものである。

2 計画修正の趣旨

・俱知安町地域防災計画は、災害対策基本法や国の防災基本計画等（以下「法令等」という。）に基づき作成しているものであり、毎年検討を加え、法令等の改正等により修正の必要があると認められる場合には、これを修正するものとしている。

・今般、「令和6年能登半島地震」を踏まえた道の自己点検や、国の原子力災害対策指針の改正等を踏まえた「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」の修正並びに町独自の見直しに基づく修正を行うものである。

3 主な修正の概要

【1】主な修正内容

【「令和6年能登半島地震」を踏まえた修正】

- インターネット上の偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、住民等が的確な情報を入手するための注意喚起を図ることを追加。
- 住民への避難指示など情報を伝達する手段として無人航空機を追加。
- 避難経路が道路寸断等で通行できない場合には、道が道路の通行状況を把握した上で関係町村と共有し、各町村は安全な通行が可能な経路を住民等に周知することを明文化。
- 自然災害等により家屋が損壊等し屋内退避が困難となった場合に利用する場所として、避難所のほか、放射線防護施設を明文化。
- 自然災害等により放射線防護施設等が損壊等し当該施設等で屋内退避が困難となった場合には、町村内の他の放射線防護施設のほか、道の調整により隣接する市町村の避難所等で屋内退避することを明文化。
- 道路啓開における電気設備の損壊に対応する関係機関として、北海道電力株式会社を明文化。

【『原子力災害対策指針』の改正等を踏まえた修正】

- 原子力被災者自治体支援チームとの連携について追加。
- 緊急事態区分を判断するE A Lを修正。（別添1）

【2】その他

- 表記・表現の適正化